東京都医師国保組合の組合員の皆様へ

新型コロナウイルス感染症に係る<u>行政検査の委託契約</u> <u>をされた医療機関</u>がPCR検査または抗原検査を自院で 実施した場合に**自家診療を認め療養の給付**をいたします。

【自家診療でもレセプト請求できる場合】

- ① 委託契約された医療機関で行政検査(公費負担の対象)を実施した方 ⇒ 請求できます
- ② 今後委託契約する医療機関で行政検査(公費負担の対象) を実施した方 ⇒ 請求できます

組合規約の附則95 (新型コロナウイルス感染症のPCR等検査の自家診療の特例)に基づき、自家診療を認めます。

自家診療が認められる費用

PCR検査または抗原検査の費用と、それぞれの検査判断料の合計 (公費負担が認められた点数に限る)

- ◆ 初・再診料、医学管理料、院内トリアージ実施料など公費負担にならないものは レセプト請求できません。
- ◆ その他公費負担が認められたものであっても、上記以外の点数はレセプト請求で きません。
- ◆ 行政検査のため公費扱いとなり、自己負担はございません。
- ◆ 令和2年3月6日から実施した検査が対象です。
- ○<u>自家診療</u>の診療報酬の請求は、<u>検査費用と判断料</u>を記載した診療 報酬明細書を東京都国民健康保険団体連合会に提出してください。
- ○PCR検査等以外の初・再診料、医学管理料、院内トリアージ実施料などが記載されたレセプトは返戻いたします。

ご不明な点は、東京都医師国民健康保険組合にお問い合わせください。

Tel: 03 - 3270 - 6434